



安心のネットワーク

# NOSAI 西濃

No.43 2018.7



## 目次

- |                           |   |                       |    |
|---------------------------|---|-----------------------|----|
| ◆ごあいさつ .....              | 2 | ◆損害評価会.....           | 5  |
| ◆総代会 .....                | 3 | ◆農業共済制度が変わります .....   | 6  |
| ◆29年度事業報告・30年度事業計画等 ..... | 4 | ◆収入保険制度がはじまります .....  | 8  |
|                           |   | ◆建物共済の補償が拡充されました..... | 10 |

# 「第22回西濃農業共済組合総代会」を終えて

西濃農業共済組合 組合長 岩井豊太郎



毎年のことですが、総代会の開催日の頃は、田植えの最盛期の時期と重なっている地域が多くあり、組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳なく思っています。

このようなお忙しい時期にもかかわらず、この度の総代会に87%の出席をしていただき、執行部から提案させていただきました議案すべてを原案通り議決して頂き、ありがとうございます。職員一同、組合員の皆様のご協力を得て、決定して頂いた目標に向かって努力して行く所存です。

昨年の国会で、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が成立しました。この法律の改正は、昭和22年に農業災害補償制度が発足して70年間、農業経営を支えてきた農業災害補償法の最大の改革となりました。

名前も「農業保険法」と改められ、収入保険制度と農業共済制度の両輪で共済事業を力強く運営をしていかなければなりません。「農業保険法」は、既に本年4月1日から施行されており、また来年1月からスタートする収入保険制度は、5月30日に保険料率が正式に決定されました。

そもそも農業共済制度がどのように改正されてもその原点は、「自助」を出発点に、共に助ける「共助」「互助」の仕組みを構築し、「公助」で支えるという3つの仕組みが組み合わさって、農業生産体制が有効に機能するものと考えます。

そこで、農家の皆さんにこの制度の理解を深めて頂き、農家の皆さんから信頼を得るにはNOSAI役職員の意識改革が重要だと考えます。

すなわち、これまでの「災害補償のプロフェッショナル」としての役割に加え、これからは、農家に適切な制度選択を後押しする「農業経営のアドバイザー」としての役割の発揮が強く求められます。

このことは、西濃管内の農業・農村の健全な発展につながることに、我が農業共済組合組織挙げて取り組んでいかなければならない課題だと思えます。本年度も職員と一体になって、目標に向かって努力いたします。

よろしくご協力を、お願い致します。

## 県内農業共済組合等合併の組織決定

去る、6月22日岐阜県農業共済組合連合会の総会に先立ち行われた、1県1組合化推進委員会において、県内の5農業共済組合等は、平成32年4月1日に合併し県域の農業共済組合(「特定組合」といいます。)となることが組織決定しました。

つきましては、特定組合となりましても、組合員へのサービス向上、安定的なNOSAI事業運営及び業務の効率化は、今まで以上に努めてまいります。関係者の方々におかれましては、今後とも指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 第22回

# 通常総代会開催

農業共済組合 第22回通常総代会

去る5月20日(日)午前10時から当組合2階会議室にて第22回通常総代会が開催されました。総代総数113名中、本人出席80名、代理出席1名、書面出席17名、合計98名を得て開催しました。会議に先立ち永年功績をいただいた共済部長・損害評価員さん16名の方の表彰が行われました。議長には、大垣市の清水茂己総代が選任され、提出された全9議案について慎重審議していただき、すべて原案通り可決承認されました。



清水茂己 議長

## 議 事

- 第1号議案 平成29年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の承認について
  - 第2号議案 平成30年度事業計画及び収支予算の承認について
  - 第3号議案 平成30年度事務費賦課金の徴収額及び徴収方法の承認について
  - 第4号議案 平成30年度役員、損害評価会委員及び共済部長の報酬額の承認について
  - 第5号議案 平成30年度特別積立金の取崩額の承認について
  - 第6号議案 平成30年度農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る無事戻金支払額の承認について
  - 第7号議案 余裕金の預入先の指定の承認について
  - 第8号議案 平成30年度借入金の最高限度額の承認について
  - 第9号議案 損害評価会委員の選任の承認について
- 附 帯 決 議  
本総代会の決議事項中、権利義務に関しない軽微な事項の修正及び誤算誤字の訂正並びに法令その他行政庁の処分または、これに基づく指示による必要な修正・科目内の流用等については、理事会に一任する。

## 功績者表彰

受賞された皆様おめでとうございます  
功績のあった方に組合長から感謝状が授与されました

### 共済部長と損害評価員

川元 信夫 大垣市  
 工藤 千年 大垣市  
 若山 努 養老町  
 近澤 民彦 養老町  
 岩田 武 垂井町  
 藤塚 助男 垂井町  
 橋本 孝市 揖斐川町  
 坪井 敬吉 揖斐川町  
 杉山 勇 揖斐川町  
 小椋 良雄 揖斐川町  
 所 信宏 揖斐川町  
 宮川 仁一 揖斐川町  
 桑原 幸司 池田町  
 内田 務 池田町

### 共済部長

伊東 直行 大垣市

### 損害評価員

竹中 義明 揖斐川町 (敬称略、順不同)



授与された宮川仁一氏

# 平成29年度 事業報告

## 引受関係

共済目的	戸数		前年度対比 (%)	引受数量等		前年度対比 (%)	共済金額 (千円)		前年度対比 (%)	
	29年度	28年度		29年度	28年度		29年度	28年度		
農作物	水稲	6,676	7,292	91.6	901,790 a	878,656 a	102.6	4,686,017	4,611,608	101.6
	麦	170	171	99.4	267,579 a	274,053 a	97.6	984,668	1,035,809	95.1
家畜	49	47	104.3	6,402 頭	6,064 頭	105.6	1,347,782	1,185,191	113.7	
果樹	なし	12	12	100.0	466 a	474 a	98.3	19,022	21,329	89.2
	かき	40	43	93.0	1,297 a	1,365 a	95.0	26,151	27,655	94.6
畑作物	113	120	94.2	221,034 a	230,945 a	95.7	762,444	863,684	88.3	
園芸施設	148	162	91.4	361 棟	364 棟	99.2	1,347,645	1,406,725	95.8	
計	7,208	7,847	91.9	-	-	-	9,173,729	9,152,001	100.2	
任意	建物	-	-	-	20,940 棟	21,837 棟	95.9	271,103,350	281,887,230	96.2
	農機具	-	-	-	1,570 台	1,381 台	113.7	6,370,330	5,644,350	112.9
計	-	-	-	-	-	-	277,473,680	287,531,580	96.5	
合計	7,208	7,847	91.9	-	-	-	286,647,409	296,683,581	96.6	

麦と果樹は平成29年産と平成30年産

## 被害関係

共済目的	戸数		前年度対比 (%)	被害数等		前年度対比 (%)	共済金 (千円)		前年度対比 (%)	金額被害率 (%)	
	29年度	28年度		29年度	28年度		29年度	28年度			
農作物	水稲	111	71	156.3	29,325 a	11,226 a	261.2	13,974	4,165	335.5	0.3
	麦	51	86	59.3	77,225 a	128,362 a	60.2	29,580	48,748	60.7	3.0
家畜	死廃	-	-	-	190 頭	147 頭	129.3	28,065	17,982	156.1	4.3
	病傷	-	-	-	2,184 件	2,226 件	98.1	30,121	30,321	99.3	4.3
果樹	なし	-	-	-	- a	- a	-	-	-	-	0.0
	かき	12	10	120	376 a	224 a	167.9	600	251	239.0	2.3
畑作物	一筆	-	-	-	- a	- a	-	-	-	-	4.0
	全相殺	35	38	92.1	50,090 a	83,905 a	59.7	30,490	57,607	52.9	4.0
園芸施設	14	2	700.0	21 棟	2 棟	1,050.0	4,476	576	777.1	0.3	
計	223	207	107.7	-	-	-	137,306	159,650	86.0	-	
任意	建物	-	-	-	46 棟	59 棟	78.0	37,045	85,940	43.1	0.0
	農機具	-	-	-	103 台	99 台	104.0	37,566	29,705	126.5	0.6
計	-	-	-	-	-	-	74,611	115,645	64.5	0.1	
合計	223	207	107.7	-	-	-	211,917	275,295	77.0	-	

# 平成30年度 事業計画

事業	項目	前年度引受実績	本年度引受計画	共済金額(千円)
農作物共済	組合員数	6,358 戸	5,900 戸	
	水稲	901,790 a	909,000 a	4,686,143
	麦	267,579 a	270,300 a	987,379
	計	1,169,369 a	1,179,300 a	5,673,522
家畜共済	成乳牛	916 頭	942 頭	163,800
	育成乳牛	76 頭	72 頭	7,300
	乳用子牛胎児	292 頭	299 頭	22,800
	肥育用成牛	3,135 頭	3,063 頭	937,480
	肥育用子牛	85 頭	69 頭	9,810
	他肉成牛	286 頭	324 頭	59,920
	他肉子牛胎児	268 頭	240 頭	23,460
	種豚	644 頭	587 頭	28,000
	特定包括肉豚	700 頭	700 頭	7,800
	計	6,402 頭	6,296 頭	1,260,370

事業	項目	前年度引受実績	本年度引受計画	共済金額(千円)
果樹共済	なし	450 a	436 a	17,800
	かき	1,133 a	1,161 a	23,159
	計	1,583 a	1,597 a	40,959
園芸施設共済	大豆	221,034 a	220,900 a	785,948
任意共済	建物共済	20,940 棟	20,910 棟	271,400,000
	農機具損害共済	1,570 台	1,580 台	6,400,000
	計			277,800,000
合計				286,968,609

# 平成30年度第1回損害評価会委員会議

去る5月24日（木）午前9時から当組合2階会議室にて平成30年度第1回損害評価会委員会議が開催されました。林保明会長のもと協議事項2案について、慎重に協議いただき、原案通り可決承認されました。また、西濃管内の麦の見廻り調査も合わせて実施しました。

## 協議事項

- (1) 平成31年産農作物（麦）共済の附帯決議について
- (2) 平成30年産果樹（かき）共済の基準収穫量設定（案）について

## 報告事項

- (1) 損害評価会部会委員の指名について
- (2) 平成30年産農作物（麦）共済の引受について
- (3) 平成30年産農作物（水稻）共済の単位当たり収穫量及びkg当たり共済金額について
- (4) 平成30年産果樹（なし）共済の基準収穫量設定方法について
- (5) 平成30年度各共済事業の分割評価基準について
- (6) 平成29年度各共済事業の共済金支払について

## 管内の麦の見廻りについて



# 農業共済制度が変わります!

※元号は変更予定ですが、わかりやすくするために表記を統一しています。

## 農作物共済 当然加入制から任意加入制へ

	改正後	改正時期
当然加入制【廃止】	収入保険への移行など、農業者が加入を選択できる「任意加入制」に移行	平成31年産から
水稻病虫害事故除外方式【廃止】	病虫害による事故を除外する方式を廃止し、全ての共済事故を補償する方式に移行（旧海津町、旧平田町、輪之内町）	平成31年産から

## 農作物共済 果樹共済 畑作物共済 引受方式の一部廃止・新設及び特例の新設

	対象共済	改正後	改正時期
一筆方式【廃止】	農作物 畑作物	ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払う引受方式を廃止	移行期間を経て、平成33年産までで廃止
地域インデックス方式【新設】	農作物 畑作物 果樹	地域統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に、共済金を支払う引受方式を新設	平成31年産から
一筆半損特例【新設】	農作物	農家単位の引受方式（半相殺・全相殺・品質方式・地域インデックス方式）において農家選択で設定できる。一筆ごとに50%以上の被害を確認して、共済金を支払うことができる特例を新設（掛金の追加が必要）	
一筆全損特例【拡充】		農家単位の引受方式に標準で設定される特例。一筆ごとに全損の被害を確認して、共済金を支払うことができる特例を地域インデックス方式にも拡充	

### 引受方式一覧（農作物共済、畑作物共済）

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入共済方式	収穫量減少かつ生産金額減少	農業者	出荷資料
地域インデックス方式【新設】 ※果樹共済にも新設	収穫量減少	農業者	統計データ

## 農業者ごとに掛金率を設定

	改正後	実施時期
危険段階別掛金率	農業者ごとの被害発生状況に応じた「危険段階別掛金率」をすべての制度共済に設定	平成30年4月以降開始する共済責任期間から

## 果樹共済 特定危険方式の廃止

	改正後	改正時期
特定危険方式【廃止】	暴風雨、ひょう害、凍霜害によって、農家ごとに収穫量が一定割合を超えて減少した場合に、共済金を支払う引受方式「特定危険方式」を廃止する	移行期間を経て、平成33年産までで廃止

## 果樹共済 畑作物共済 補償割合を複数の選択肢から選択可能に

	現行	改正後	改正時期
補償割合	共済金の支払基準となる「補償割合」は1種類のみで、選択ができない	農業者が選択できるように、補償割合に複数の選択肢を設ける	平成31年1月以降開始する共済責任期間から

## 園芸施設共済 被覆していない期間も補償の対象へ

	現行	改正後	改正時期
被覆期間の短期加入	「短期加入」では、育苗ハウスなど被覆期間のみの加入	地震・水害などにも備え、被覆していない期間も含め、周年で補償対象とする（※）	平成31年1月以降開始する共済責任期間から

※パイプ本体の撤去期間がある場合は、短期加入となります。

### 園芸施設共済の掛金例 プラスチックハウス10aの場合 ※全国的な試算値です

【現行】被覆期間6カ月の短期加入 被覆期間の掛金：17,155円	➔	【改正後】12カ月で加入 被覆期間の掛金：17,155円 未被覆期間の掛金：562円 計：17,717円	わずか562円の掛金プラスで、周年補償！
-------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------	----------------------

## 家畜共済 死産共済と病傷共済の分離加入が可能に

	現行	改正後	改正時期
死産共済と病傷共済	死産事故と病傷事故はセットで補償	農業者が選択して加入できるように分離して、補償割合を選択可とする	平成31年1月以降開始する共済責任期間から
補償金額（死産事故）	期首の資産価値で補償	日々価値が増加する肥育牛等は、事故発生時の資産価値で補償する	
異動申告	農業者は、家畜の異動のつど申告する必要がある	期首に飼養計画を申告して、期末に掛金を調整する方法に変更する（※）	
待期間の事故	家畜の導入から2週間の待期間内の事故は、補償されない場合がある	待期間中の事故でも、家畜共済加入者間で取引された家畜は、共済金の請求を可能とする	平成32年1月引受から
牛白血病	家畜商経由で牛白血病と診断された場合は、共済金の支払対象外	家畜商経由の場合でも、共済金の支払対象とする	
診療費	初診料以外の診療費を補償	診療費全体（初診料含む）の1割を自己負担とする	

※牛個体識別センターへの報告が必須です。

○平成31年1月より新たな家畜共済制度への変更を希望する場合、共済責任期間であっても旧制度から新制度に移行ができます。

# 収入保険制度が はじまります!

## 収入保険制度のしくみ

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補償するしくみです。

### ○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある方が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。なお、その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置が検討されています。

### ○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

※基準収入は農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

※「掛け捨ての保険方式」に「掛けとらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

### ○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛け捨てになります。保険料率は、50%の国庫補助があります。補償限度額80%の場合、農家負担は1.08%となります。

※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することとなります。

### 豆知識 青色申告の主なメリット

#### ○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

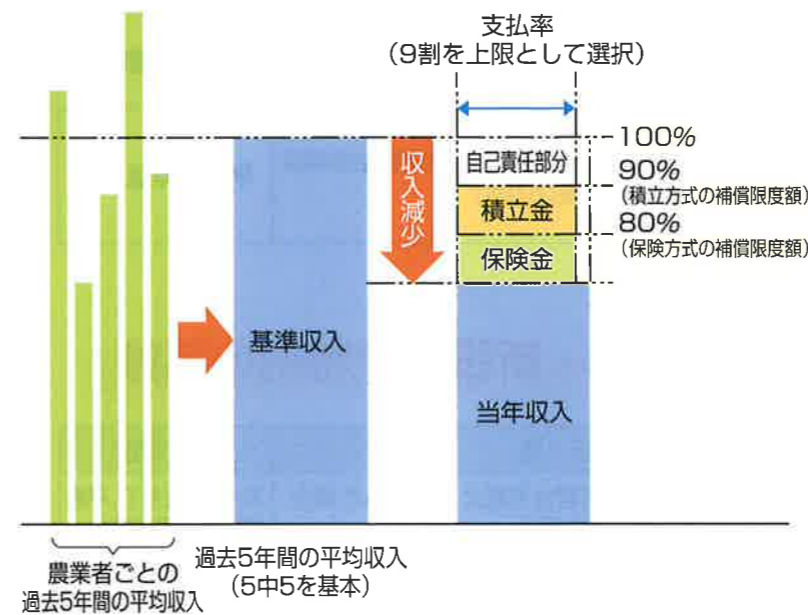
#### ○損失の繰り越しと繰り戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰り越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。



### 補てんのイメージ



農業者ごとに、当年（個人の場合：1～12月、法人の場合：事業年度）の収入が基準収入の一定割合（補償限度額＝上限90%）を下回った場合に、

「掛け捨ての保険方式」と「掛け捨てにならない積立方式」を使って、下回った分の一定割合（支払率＝上限90%）を補てんします。

#### ◆基準収入＝1,000万円の場合◆

保険料は、**7.8万円**

基準収入 補償限度 支払率 保険料率※  
(1,000万円×80%選択×90%選択×1.08%)

積立金は、**22.5万円**

基準収入 積立幅 支払率 負担割合  
(1,000万円×10%選択×90%選択×25%)

合計 **30.3万円**

※この他に事務費2.2万円(国庫補助50%あり)が別途必要です。

### 加入者が選べる!

#### 積立方式

保険方式（必須）に積立方式を組み合わせるかを選択できます。

#### 積立方式の補償幅

10%、5%から選択できます。

#### 支払率

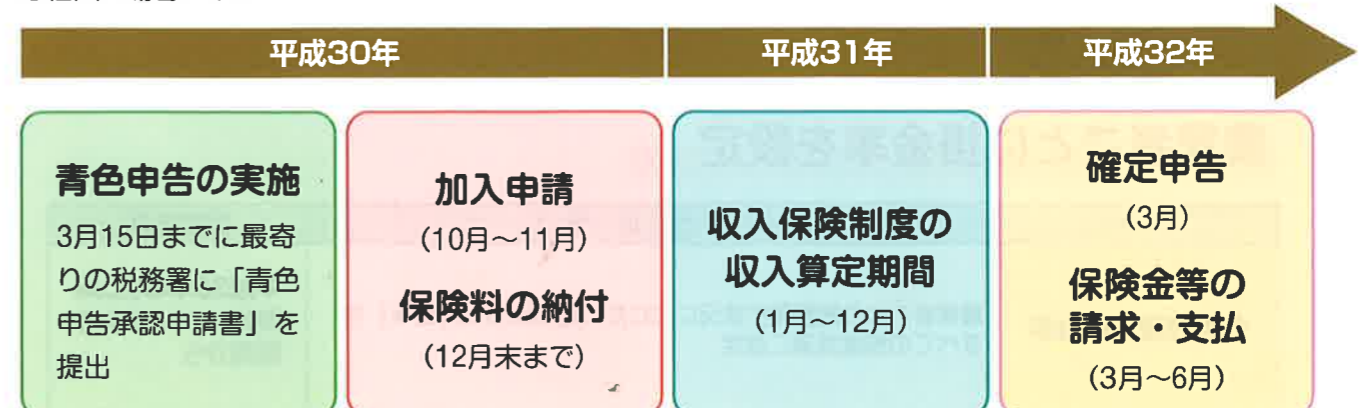
保険方式・積立方式ともに、90%、80%、70%、60%、50%から選択できます。

#### 保険方式の補償限度

加入申告時の青色申告実績	選 択 肢
4年分以上	80%、70%、60%、50%
3年分	78%、70%、60%、50%
2年分	75%、70%、60%、50%
1年分	70%、60%、50%

#### 〈加入・支払等のスケジュール〉（平成30年秋より 加入申請開始）

○個人の場合のイメージ



# 建物共済の補償が拡充されました

平成30年4月1日より下記のように変更されました。

## 1. 共済掛金率等の改定

火災共済(普通物件一般造) 旧 6.8円 → 新 6.7円  
総合共済(普通物件一般造) 旧20.0円 → 新23.5円

## 2. 建物総合共済の地震担保割合の引き上げ

30%を → 50%に引き上げ

## 3. 建物総合共済の共済金額限度額の引き上げ

2,000万円を → 4,000万円に引き上げ

## 4. 損害額が30万円以下の小損害について実損害額をてん補する小損害実損てん補特約の導入。

火災共済および総合共済(加入期間は同一であるもの)の加入金額が1棟1,000万円以上の建物に付帯できます(ただし、特約加算額があります)

①特約加算額について

○火災共済の小損害実損てん補特約・共済掛金+780円

○総合共済の小損害実損てん補特約・共済掛金+2,060円

## 小損害実損てん補特約を選択した場合のお支払いは

### 火災共済の共済金のお支払いは

#### ●火災等の事故の場合

共済金=損害額  
ただし、損害額が  
30万円以下



### 総合共済の共済金のお支払いは

#### ●火災等の事故の場合

火災共済と同じです。

#### ●自然災害(地震等を除く)の事故の場合

共済金=損害額 ただし、損害額が1万円以上30万円以下

#### ●地震・噴火・津波の事故の場合

支払対象になりません

## お知らせ

収入保険制度の個別説明会を行います。

平成31年1月から始まる「収入保険制度」の個別説明会を、下記のように当組合事務所で行っています。

詳しい説明を聞きたい方や保険料を試算してほしい方等、収入保険担当者が何でもお応えいたしますので、希望の方はご連絡ください。

なお、収入保険の加入申請は平成30年10月から開始します。

開催日時 毎週水曜日 午後1時～午後5時15分

開催場所 西濃農業共済組合事務所

- 注意事項
- 1) 希望の方は、事前に(火曜日までに)ご連絡ください。
  - 2) 希望者が多数の場合は、希望に添えない場合があります。
  - 3) 西濃管内に住所を有する方に限ります。

お問い合わせは、収入保険担当者までご連絡ください。



## 表紙の説明

神戸町 梶岡 大陽くん(5歳)

今年も、がんばって田植えのお手伝いをしました。まだ、田植え機には乗れませんが、将来の担い手として今後の活躍を期待しています。

発行所

西濃農業共済組合

〒503-0115 岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵607番地の1  
TEL 0584-64-6667 FAX 0584-64-6645  
ホームページ <http://www.nosai-seino.jp/>